

## 財団法人横浜市ふるさと歴史財団の公益認定について

### 1 公益財団法人への移行

文化財関連 5 施設(横浜市三殿台考古館、横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜開港資料館)の指定管理者である「財団法人横浜市ふるさと歴史財団」は、公益法人制度改革関連 3 法の施行に基づき、公益財団法人への移行手続きを進めており、平成 23 年の早い時期に認定される見込みです。

\* 平成 22 年 11 月 17 日付で神奈川県知事に認定申請

### 2 指定管理の継続

- (1) 「財団法人横浜市ふるさと歴史財団」は、公益財団法人へ移行後も、目的や事業内容に基本的に変更がなく、法人としての同一性が保持されると判断されるため、引き続き文化財関連 5 施設の現指定管理期間(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)における指定管理を行います。
- (2) 当財団が、第 4 回市会定例会で次期指定管理者として議決された場合は、次期指定管理期間(平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)も、指定管理を継続することとなります。

### 3 指定管理施設

- (1) 横浜市三殿台考古館
- (2) 横浜市歴史博物館
- (3) 横浜都市発展記念館
- (4) 横浜ユーラシア文化館
- (5) 横浜開港資料館